



令和5年10月26日
茨城県営業戦略部空港対策課

茨城空港への航空便の乗り入れに係る運用について

茨城空港における航空便の乗り入れについて、茨城県、防衛省航空自衛隊百里基地及び国土交通省東京航空局百里空港事務所の3者において、下記のとおり運用することを確認しましたので、お知らせします。

なお、当運用は、10月29日から開始となります。

県としては、今回の運用の開始を踏まえ、茨城空港の更なる利活用の促進を図るとともに、そのあるべき姿について検討してまいります。

記

- 1 民航機の1時間当たりの着陸便数に関し、当面1便を基本とする運用については、これまでの運用状況等を踏まえ、空港の運用に支障がない範囲で、弾力的に受け入れる。
- 2 国際線ビジネスジェットについては弾力的に受け入れる。

以上

【お問い合わせ先】 茨城県営業戦略部空港対策課／中本、野口
(電話：029-301-2764)